○内閣府令第三十二号

消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）及び消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）を実施するため、消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令

消費者庁組織規則（平成二十一年内閣府令第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章　内部部局（第一条―第八条） 第二章　消費者庁顧問及び消費者庁参与（第九条・第十条） 附則 （財産被害対策室、取引デジタルプラットフォーム消費者保護室及び寄附勧誘対策室並びに企画調整官） **第二条**　消費者政策課に、財産被害対策室、取引デジタルプラットフォーム消費者保護室及び寄附勧誘対策室並びに企画調整官一人を置く。 ［2～5　略］ 6　寄附勧誘対策室は、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和四年法律第百五号）の規定による法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護に関する事務をつかさどる。 7　寄附勧誘対策室に、室長を置く。 8　［略］ ［条を削る。］	目次 第一章　内部部局（第一条―第九条） 第二章　消費者庁顧問及び消費者庁参与（第十条・第十一条） 附則 （財産被害対策室及び取引デジタルプラットフォーム消費者保護室並びに企画調整官） **第二条**　消費者政策課に、財産被害対策室及び取引デジタルプラットフォーム消費者保護室並びに企画調整官一人を置く。 ［2～5　同上］ ［項を加える。］ ［項を加える。］ 6　［同上］ （保健表示室） **第八条**　食品表示企画課に、保健表示室を置く。 2　保健表示室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　健康増進法第四十三条第一項に規定する特別用途表示及び同法第六十五条第一項に規定する表示に関すること（食品表示対策室の所掌に属するものを除く。）。 二　食品表示法第四条第六項に規定する食品表示基準に関すること（栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の増進を図るために必要な食品に関する表示の事項に限り、食品表示対策室の所掌に属するものを除く。）。 3　保健表示室に、室長を置く。 （企画官） **第九条**　消費者庁に、企画官一人を置く。 2　［同上］ **第十条・第十一条**　［同上］
（企画官） **第八条**　消費者庁に、企画官二人を置く。 2　［略］ **第九条・第十条**　［略］	
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、令和五年四月一日から施行する。